

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月31日
【届出者の氏名又は名称】	I Tホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5338-2277
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長 喜多 昭男
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	I Tホールディングス株式会社 (東京都新宿区西新宿八丁目17番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、I Tホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アグレックスをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、別段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社アグレックス

### 2【買付け等をする株券等の種類】

#### (1) 普通株式

#### (2) 新株予約権

平成20年7月24日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月20日に発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

平成21年7月24日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月20日に発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成22年7月29日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月20日に発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成23年7月29日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月19日に発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成24年7月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月20日に発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

平成25年7月26日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月20日に発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

平成26年7月25日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年8月20日に発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）のうち、5,254,000株（注）を所有しており、対象者を連結子会社としておりますが、この度、平成26年10月30日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全部を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注） 対象者が平成26年10月30日に公表した平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「平成27年3月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数10,500,000株から、平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（119,002株）を控除した数（10,380,998株）に占める割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして50.61%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けにより、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ、公開買付者が保有する株式数（5,254,000株）に本公開買付けに応募された対象者普通株式の総数を加えた数が、対象者の平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（10,500,000株）から上記平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数119,002株を控除した数である10,380,998株に占める比率（以下「応募比率」といいます。）にして、3分の2以上（株式数にして6,920,666株以上）に達した場合には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、対象者に対して下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実行を要請し、公開買付者が、対象者普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しており、本取引が実行された場合、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。

また、対象者によって公表された平成26年10月30日付「支配株主であるITホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び当社普通株式の応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年10月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、そのご判断に委ねる旨の決議をしたとのこと。以上の詳細につきましては、「4 買付け等の期間、買付け等の価

格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の経緯」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

公開買付者は、平成20年4月にT I S株式会社(以下「T I S」といいます。 )と株式会社インテックホールディングスとの経営統合を目的とする共同株式移転により、共同持株会社として設立されました。公開買付者は、T I S及び株式会社インテックをはじめ、社会インフラにとって重要な役割を担うIT分野に属する独立系プライムコントラクターによる企業集団です。各社の個性を伸ばしながらグループの総合力を発揮し、経営の効率化や事業規模の拡大に取り組み、企業価値を最大化することを基本的な経営方針とし、ITインフラストラクチャーサービス、金融ITサービス、産業ITサービスなどの情報サービス事業を総合的に展開しています。

現在、公開買付者グループ(主として公開買付者並びに連結子会社46社及び持分法適用会社11社で構成されています。以下同じとします。 )は、公開買付者グループが一体となって変革を成し遂げるIT企業グループを目指し、「トップライン重視」、「as One Company」、「進取果敢」を基本コンセプトとする第2次中期経営計画(平成25年3月期～平成27年3月期)を前々期よりスタートさせ、経営課題に取り組んでいます。公開買付者グループは、同計画の最終年度となる平成27年3月期のグループ経営方針を以下の通りと定め、公開買付者グループを挙げて着実に推進し、企業価値の向上に努めている状況です。

・トップライン重視

利益額及び利益率に重きを置き、それらを確実にするトップラインを獲得する

・as One Company

「グループコミュニケーション基盤の強固化」をベースとした「グループ一体経営」に重点を置く

・進取果敢

サービス化・グローバル化の取組みを深化させる

足許では、公開買付者グループ一体に向けた決意を示すため、グループブランドの統一を決定し、平成26年6月より公開買付者グループ各社が一つのコーポレートロゴマークを使用するとともに、共通ブランドメッセージ“Go Beyond”のもと、今まで以上にグループとしての結束を固め、新たな一步を踏み出しております。

一方、対象者は、昭和40年に入力・事務を中心にした情報処理サービスを事業目的に株式会社日本能率コンサルタントとして設立され、平成14年にはT I Sが対象者普通株式の過半数(株式所有割合にして50.61%)を取得したことを機にT I Sの連結子会社となりました(なお、平成20年10月1日を効力発生日とする、グループフォーメーションの再編を目的とした吸収分割(T I Sが吸収分割会社、公開買付者が吸収分割承継会社)を実施したことにより、同日付で、公開買付者が、T I Sが保有していた対象者普通株式の全部を承継したため、本書提出日現在の公開買付者の対象者普通株式に係る株式所有割合は50.61%となっております。 )。その後、対象者は、平成14年にJASDAQ市場に株式上場を果たし、平成16年に東京証券取引所市場第二部、平成18年に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

対象者は、設立以来、( )お客様の業務を一括受託するビジネスプロセスアウトソーシング(以下「BPO」といいます。 )、( )パッケージソフトで課題解決を支援するソフトウェアソリューション、( )システム構築から運用までを一貫して支援するシステムインテグレーションの3つを柱に事業を展開し、これらを効果的に組み合わせたサービスをワンストップで提供してまいりました。

今後、公開買付者グループを取り巻く経営環境は、景気の緩やかな回復基調に伴う顧客のIT投資ニーズの拡大等により、事業環境の改善が引き続き期待される一方、企業におけるITの利用形態の多様化、業界のパラダイムシフトに対応した取組みの他、優秀な人材の確保やプロジェクトマネジメントの効率化が求められる等、競争は厳しさを増すことが見込まれています。その中でも、BPO事業に関しては、企業における業務革新やコスト低減など企業経営の改善に資する業務アウトソーシングビジネスの需要が拡大してきている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、公開買付者は、平成26年1月から、公開買付者グループ全体の事業のあり方について、様々な角度から検討を行いました。その中で、平成26年6月下旬に、現在の厳しい経営環境において、公開買付者グループが更なる成長・発展を目指すためには、公開買付者グループに散在するBPO業務を対象者に集約し、事業強化を実現するとともに、公開買付者グループ全体における最適な経営体制を構築することにより、経営の効率化を図ることが必要不可欠であると考えに至りました。

意思決定の過程

かかる環境下、公開買付者は、平成26年6月下旬に、対象者に対して本取引に係る提案を行い、当該提案を契機として、公開買付者及び対象者は、それぞれ第2次中期経営計画の基本コンセプトに基づく公開買付者グループの企業価値向上の実現に向けて、行動を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。 )を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・ア

ドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任した上で、平成26年7月上旬から本公開買付け公表までの間、対象者及び公開買付者グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策及び本取引の諸条件について複数回に亘る協議を重ねてまいりました。その過程である平成26年7月下旬に、公開買付者及び対象者は、対象者を公開買付者グループにおけるBPO事業のコア・エンティティと位置づけ、対象者の保有する強み、潜在的な成長力を活用することで、公開買付者グループ全体での最適な事業戦略展開を図ることが重要であるとの理解で一致し、機動的かつ柔軟に事業・機能再編ができるような公開買付者グループ内の資本関係の再構築が必要であり、早期に対象者を完全子会社化することが、より一層の連携強化を図り、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上を実現することができるとの結論に至りました。さらに、公開買付者及び対象者は、本取引は、公開買付者及び対象者の親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除し、また、対象者の上場コストの負担軽減により対象者及び公開買付者グループの更なる経営管理体制の効率化やスリム化を可能にすることに加え、対象者を成長が見込まれるBPO市場開拓のためのコア・エンティティとして位置づけ、公開買付者グループに散在するBPO業務を対象者に集約することで、対象者の事業強化の実現にもつながるという認識を共有するに至りました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から受けた法的助言、並びにファイナンシャル・アドバイザーである大和証券から取得した株式価値算定書の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として平成26年9月18日に設置された第三者委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者としては、これまでも「as One Company」を基本コンセプトの一つとする公開買付者グループ方針のもとでBPO事業における公開買付者グループ各社との連携の強化を図ってきたものの、現在の資本関係を維持したままでは、短期的に対象者を含む公開買付者グループ各社の株主の皆様がマイナスの影響を及ぼす可能性のある大胆な事業・機能再編には限界があり、対象者に公開買付者グループのBPO業務の集約を企図するには至らなかったとのことです。そのような中、公開買付者から本公開買付けを含む本取引に係る上記提案を受けたため、対象者において、本答申書の内容を踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、機動的かつ柔軟な事業・機能再編を可能とするためには公開買付者グループ内の資本関係の再構築が不可欠であるとの判断に至ったとのことです。

そして、対象者は、BPO業務に関する公開買付者グループ内の事業基盤・経営資源を対象者に集約することで事業強化を実現するとともに、公開買付者グループにおける重点事業であるBPO事業のコア・エンティティとして対象者の公開買付者グループ内での戦略的な役割・位置づけを向上させ、さらには公開買付者の完全子会社となることにより意思決定の迅速化を図ることが、対象者の企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしたとのことです。

また、公開買付者は、平成26年10月以降に実施された公開買付者と対象者との対象者普通株式の株式価値に関する複数回に亘る協議・交渉を踏まえて、対象者の株主の皆様に対して妥当なプレミアムを提供していると対象者が判断するに足る価格で本公開買付けにおける対象者普通株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに至りました。この点につき、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格が、( )下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の経緯」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の通り、大和証券による対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、( )本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年10月29日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値1,069円に対して約33.8%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1ヶ月間（平成26年9月30日から平成26年10月29日まで）の終値単純平均株価1,082円（小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に対して約32.2%、過去3ヶ月間（平成26年7月30日から平成26年10月29日まで）の終値単純平均株価1,096円に対して約30.5%、過去6ヶ月間（平成26年4月30日から平成26年10月29日まで）の終値単純平均株価1,081円に対して約32.3%のプレミアムが加算されており妥当な範囲内であると考えられること、( )下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、( )上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して妥当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

一方、本新株予約権の買付け等の価格については、本新株予約権はいずれも取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者が対象者の取締役の

地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる等の行使条件が付されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。

そして、上記協議を通じ、公開買付者は、対象者が公開買付者の完全子会社となる意向があることを勘案しつつ、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上を図ることを目的として、平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けの実施をすることを決議いたしました。

#### 本取引後の経営方針

応募比率が、3分の2以上（株式数にして6,920,666株以上）に達した場合には、公開買付者グループ各社がそれぞれの強みを活かしながら連携し、一体となって変革を成し遂げるIT企業グループを目指す公開買付者グループの企業価値向上の実現のために、公開買付者は、「公開買付者グループ内の機能再編による競争力強化」と「公開買付者グループ全体最適による連結経営の効率化」を目指してまいります。具体的には以下の通りです。

##### ・「公開買付者グループ内の機能再編による競争力強化」

まず、本取引実施後、平成27年度以降の第3次中期経営計画期間中に、対象者を成長が見込まれるBPO市場開拓のためのコア・エンティティとして位置づけ、公開買付者グループに散在するBPO業務を対象者に集約し、事業強化を実現します。また、コンサル等の上流からBPOまでのシームレスなバリューチェーンを完成させ、グループとしてワンストップのサービスを提供できるような機能配置を完成させてまいります。

##### ・「公開買付者グループ全体最適による連結経営の効率化」

機動的な資金、資本政策の運用による財務効率向上、オペレーションコストの低減、本取引実施後の事業シナジーの発現を目指してまいります。

なお、応募比率が、3分の2以上（株式数にして6,920,666株以上）に達しない場合、公開買付者は、対象者に対して下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する一連の手続の実行の要請を見合わせることを企図しております。また、応募比率が、3分の2以上（株式数にして6,920,666株以上）に達するか否かに拘らず、今後の対象者の経営体制については、対象者のこれまでの経営方針や理念、社風等を尊重してまいります。なお、役員構成の変更その他対象者の経営方針に重要な影響を及ぼす方針について決定している事実はありません。

#### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「(1)本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者は、対象者を連結子会社としており、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照下さい。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付け予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、これにより、対象者の発行済普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ、応募比率が3分の2以上（株式数にして6,920,666株以上）に達した場合には、本公開買付けが成立した後に、以下の一連の手続により、対象者の発行済普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除き

ます。)の取得と引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、対象者に対して要請する予定であります。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の開催を要請する予定であります。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合は、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であります。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全部(対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(対象者を除きます。)の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の別個の種類株式を公開買付者又は対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行っていただく予定であります。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類株式の内容及び数は、本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者が対象者普通株式の全部(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、公開買付者以外で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定であります。

なお、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類株式の上場申請は行われたい予定であります。

上記乃至の手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

但し、上記乃至の手続については、それぞれ、会社法及び対象者の定款上、これらの定める定足数を満たした対象者の株主総会・種類株主総会において、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議が必要であるため、公開買付者は、応募比率が3分の2以上(株式数にして6,920,666株以上)に達した場合には、上記乃至の手続の実行を対象者に要請いたしますが、応募比率が3分の2未満(株式数にして6,920,666株未満)となった場合には、本公開買付けは実施されるものの、上記乃至の手続の実行の要請を見合わせることを企図しており、公開買付者がかかる要請を行わず、対象者により上記乃至の手続が実行されない場合、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場を維持することとなる予定であります。また、応募比率が3分の2以上(株式数にして6,920,666株以上)に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈等の状況等、本公開買付け後の公開買付者の対象者普通株式の所有状況、公開買付者以外の対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、上記乃至の手続を変更する場合であっても、本公開買付けに応募されなかった株主(公開買付者を除きます。)の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法により、公開買付者が対象者普通株式の全部(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することを予定しており、この場合に当該株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であります。公開買付者は、上記乃至の手続の実行を対象者に要請する場合には、対象者に対して、原則として、本公開買付けの完了後速やかに上記乃至の手続を開始し、平成27年2月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催し、上記乃至の手続を完了させるよう要請する予定であります。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定であります。

なお、応募比率が3分の2未満(株式数にして6,920,666株未満)となった場合、公開買付者が対象者普通株式を追加で取得する予定はなく、また、応募比率が3分の2以上(株式数にして6,920,666株以上)に達するか否かに拘らず、対象者の経営体制については、対象者のこれまでの経営方針や理念、社風等を尊重してまいります。なお、役員構成の変更その他対象者の経営方針に重要な影響を及ぼす方針について決定している事実はありません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、これにより本新株予約権の全部を取得できず、かつ、本公開買付け後も本新株予約権が行使されずに残存している場合、本公開買付けが成立した後に、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に必要な手続等を要請する予定であります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

公開買付者は、本公開買付け期間満了日以降、対象者が所有する自己株式の全てを消却することを要請する予定ですが、その時期については未定であり、今後対象者と協議の上決定いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、かつ、応募比率が3分の2以上（株式数にして6,920,666株以上）に達したことにより、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、公開買付者が、対象者の発行済普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とする手続が実行されたときは、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。これに対し、本公開買付けの完了時点で東京証券取引所の上場廃止基準に該当せず、かつ、応募比率が3分の2未満（株式数にして6,920,666株未満）となったことにより、公開買付者が対象者を完全子会社とする手続の実行の要請を見合わせた場合は、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場を維持することとなる予定であります。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1)【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年10月31日（金曜日）から平成26年12月15日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年10月31日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

## 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,430円						
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金1円 第2回新株予約権 1個につき金1円 第3回新株予約権 1個につき金1円 第4回新株予約権 1個につき金1円 第5回新株予約権 1個につき金1円 第6回新株予約権 1個につき金1円 第7回新株予約権 1個につき金1円						
新株予約権付社債券							
株券等信託受益証券 ( )							
株券等預託証券 ( )							
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、平成26年7月上旬に、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者普通株式の株式価値分析を依頼いたしました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年10月29日付で株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。</p> <p>上記各手法において分析された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。</p> <table> <tr> <td>市場株価分析</td> <td>1,061円から1,097円</td> </tr> <tr> <td>類似会社比較分析</td> <td>934円から1,251円</td> </tr> <tr> <td>DCF分析</td> <td>1,252円から1,552円</td> </tr> </table> <p>まず、市場株価分析では、平成26年10月28日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日の普通取引終値1,061円、直近1ヶ月間（平成26年9月29日から平成26年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,085円、直近3ヶ月間（平成26年7月29日から平成26年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,097円及び直近6ヶ月間（平成26年4月30日から平成26年10月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,081円を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,061円から1,097円までと分析しております。</p>	市場株価分析	1,061円から1,097円	類似会社比較分析	934円から1,251円	DCF分析	1,252円から1,552円
市場株価分析	1,061円から1,097円						
類似会社比較分析	934円から1,251円						
DCF分析	1,252円から1,552円						



	<p>次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を934円から1,251円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,252円から1,552円までと分析しております(注)。</p> <p>公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映されていると考えられる対象者普通株式の市場価格に妥当なプレミアムを付した買付価格を対象者の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,430円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり1,430円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成26年10月29日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値1,069円に対して33.8%、過去1ヶ月間(平成26年9月30日から平成26年10月29日まで)の普通取引終値の単純平均値1,082円に対して32.2%、過去3ヶ月間(平成26年7月30日から平成26年10月29日まで)の普通取引終値の単純平均値1,096円に対して30.5%、過去6ヶ月間(平成26年4月30日から平成26年10月29日まで)の普通取引終値の単純平均値1,081円に対して32.3%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格1,430円は、本書提出日の前営業日である平成26年10月30日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値1,067円に対して、34.0%のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>(2) 新株予約権</p> <p>本新株予約権は、いずれも取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者が対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる等の行使条件が付され、譲渡による新株予約権の取得については、対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされていることに照らすと、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者は、設立以来、( )お客様の業務を一括受託するBPO、( )パッケージソフトで課題解決を支援するソフトウェアソリューション、( )システム構築から運用までを一貫して支援するシステムインテグレーションの3つを柱に事業を展開し、これらを効果的に組み合わせたサービスをワンストップで提供してまいりました。</p> <p>今後、公開買付者グループを取り巻く経営環境は、景気の緩やかな回復基調に伴う顧客のIT投資ニーズの拡大等により、事業環境の改善が引き続き期待される一方、企業におけるITの利用形態の多様化、業界のパラダイムシフトに対応した取組みの他、優秀な人材の確保やプロジェクトマネジメントの効率化が求められる等、競争は厳しさを増すことが見込まれています。その中でも、BPO事業に関しては、企業における業務革新やコスト低減など企業経営の改善に資する業務アウトソーシングビジネスの需要が拡大してきている状況にあります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、公開買付者は、平成26年1月から、公開買付者グループ全体の事業のあり方について、様々な角度から検討を行いました。その中で、平成26年6月下旬に、現在の厳しい経営環境において、公開買付者グループが更なる成長・発展を目指すためには、公開買付者グループに散在するBPO業務を対象者に集約し、事業強化を実現するとともに、公開買付者グループ全体における最適な経営体制を構築することにより、経営の効率化を図ることが必要不可欠であると考えに至りました。</p>

そして、平成26年7月上旬から本公開買付け公表までの間に実施された公開買付者と対象者との複数回に亘る協議を通じ、公開買付者は、対象者が公開買付者の完全子会社となる意向があることを勘案しつつ、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上を図ることを目的として、平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けの実施をすることを決議いたしました（当該決定に係る詳細については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。）。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映されていると考えられる対象者普通株式の市場価格に妥当なプレミアムを付した買付価格を対象者の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,430円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置）

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
上記「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照下さい。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年10月29日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

大和証券は、対象者からの依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて株式価値を算定する類似会社比較法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて算定を行っているとのことです。大和証券が上記手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価法	1,069円から1,096円
類似会社比較法	905円から1,387円
DCF法	1,342円から1,712円

市場株価法においては、算定書作成日である平成26年10月29日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の算定基準日の終値1,069円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価1,082円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価1,096円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価1,081円を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,069円から1,096円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法においては、国内上場会社のうち、対象者の主要事業であるBPO事業との類似性を考慮して、トッパン・フォームズ株式会社、トランスコスモス株式会社、株式会社もしもホットライン、株式会社プレステージ・インターナショナル及びコムテック株式会社を類似会社として抽出し、EBITDAマルチプルを用いて対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を905円から1,387円までと算定しているとのことです。

D C F法においては、対象者が作成した平成27年3月期から平成30年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しているとのことです。割引率は7.59%～9.37%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は0.50%～1.00%として算定しているとのことです。

D C F法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下の通りとのことです。当該財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。また、当該財務予測は、本取引の実行を前提とし、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果のうち、対象者が上場廃止となることによる上場維持費用の削減及び本取引に関連して対象者に発生する諸費用を反映したものであるとのことです。なお、本取引後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には反映していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (9ヶ月)	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	25,201	32,560	33,560	34,660
営業利益	1,298	1,373	1,528	1,703
E B I T D A	1,706	1,880	1,988	2,131
フリー・キャッ シュ・フロー	311	1,044	956	1,025

大和証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権はいずれも取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者が対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる等の行使条件が付されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成26年9月18日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する山崎想夫氏（委員長、公認会計士・税理士、株式会社G Gパートナーズ代表取締役）、國谷弘氏（対象者社外監査役）及び多田光毅氏（弁護士、隼あすか法律事務所パートナー）の3氏を選定しているとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかの検討を含む。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性及びに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。）、(c)本取引の手続の透明性・公正性（対象者の株主の利益への配慮を含む。）並びに(d)本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成26年9月24日より同年10月29日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、対象者より、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、対象者の事業計画についても説明を受け、これらに関する質疑応答を行ったとのことです。また、公開買付者より、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受け、これらに関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、第三者委員会は、大和証券から、同社が対象者に対して提出した株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これらに関する質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

かかる検討の結果、第三者委員会は、平成26年10月29日に、本諮問事項につき、(a)対象者を含めた公開買付者グループの競争力を強化するためには、公開買付者グループ内の事業・機能再編が必要であるところ、本取引により、機動的かつ柔軟な事業・機能再編が可能となり、また、かかる事業・機能再編に伴い、BPO業務に関する公開買付者グループ内の事業基盤・経営資源を対象者に集約することで対象者の事業の強化につながることから、本取引は、対象者の企業価値向上に資すると考えられ、その目的は合理的なものであり、(b)二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定され、本公開買付価格は、( )大和証券による対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、( )近時の同種事案との比較において相応のプレミアムが加算された価格であること、( )対象者と公開買付者との間で真摯な交渉が行われ、当初の提案価格から増額を引き出した経緯があることを踏まえ、妥当な価格であると考えられること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続きは透明・公正なものであり、したがって(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められることを内容とする本答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である大和証券から最終的に取得した株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、(i)対象者の企業価値を向上させるために有益であり、( )本公開買付価格その他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して妥当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、本新株予約権について、本新株予約権はいずれも取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者が対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる等の行使条件が付されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼しておらず、本新株予約権の買付け等の価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、そのご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、対象者の社外取締役である柳井城作氏（以下「柳井氏」といいます。）を除く全ての取締役の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、柳井氏は、公開買付者の執行役員を兼務しており、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

このように、公開買付者は、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限は設定しておりませんが、買付予定数の下限を設定していなくても、本公開買付けの公正性等を担保するための上記 乃至の措置を通じて、少数株主の利益に十分配慮していると考えております。

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者普通株式の株式価値の算定に際し、公開買付者及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成26年10月28日までの上記情報を反映したものであります。

## (3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,210,898 (株)	(株)	(株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該買付予定数は、平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(10,500,000株)に、対象者の平成26年6月19日提出の第50期有価証券報告書(以下「第50期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成26年3月31日現在の第1回新株予約権68個、第2回新株予約権96個、第3回新株予約権107個、第4回新株予約権100個、第5回新株予約権165個及び第6回新株予約権169個並びに平成26年8月20日に公表した「ストックオプション(新株予約権)の内容確定に関するお知らせ」に記載された平成26年8月20日現在の第7回新株予約権134個の目的となる対象者普通株式数(83,900株)を加えた株式数(10,583,900株)から、平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(119,002株)及び公開買付者が本書提出日現在所有する株式数(5,254,000株)を控除した株式数となります。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	52,108
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	839
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(d)	52,540
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)	3,031
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	797
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)	103,799
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	49.79
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,210,898株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の目的となる対象者普通株式(83,900株)に係る議決権数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」のうち、各特別関係者が所有する本新株予約権(但し、小規模所有者が所有する本新株予約権を除きます。)の目的となる対象者普通株式(79,700株)に係る議決権数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、本公開買付けにおいては全て「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」に含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、分母に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者の平成26年8月7日提出の第51期第1四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(10,500,000株)に、第50期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第1回新株予約権68個、第2回新株予約権96個、第3回新株予約権107個、第4回新株予約権100個、第5回新株予約権165個及び第6回新株予約権169個並びに平成26年8月20日に公表した「ストックオプション(新株予約権)の内容確定に関するお知らせ」に記載された平成26年8月20日現在の第7回新株予約権134個の目的となる対象者普通株式数(83,900株)を加えた株式数(10,583,900株)から、平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(119,002株)を控除した10,464,898株に係る議決権の数(104,648個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に  
おける株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しております。

カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」といいます。)による応募の受付は、同社のホームページ(<http://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<http://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ね下さい。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株式については再度上記特別口座へ記録することはできません。

新株予約権の応募の受付にあたっては、本公開買付けの完了を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類とともに、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出いただく必要があります。また、新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議に基づき新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」を併せてご提出下さい。なお、復代理人であるカブドットコム証券では、新株予約権の応募の受付を行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類(注1)が必要になります。なお、復代理人であるカブドットコム証券では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。



(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの)

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの)

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。

外国人株主等・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるカブドットコム証券に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの)

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの)

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。

復代理人はオンライン証券会社のため、窓口がありません。復代理人が指定する方法にて本人確認をさせていただきます。口座開設には、一定の期間(6日前後)が必要となりますので、十分な余裕を持ってお申し込み下さい。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主の皆様ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。

復代理人であるカブドットコム証券を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<http://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<http://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

## 8【買付け等に要する資金】

## (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	7,451,584,140
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	12,000,000
合計(a) + (b) + (c)	7,513,584,140

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(5,210,898株)に1株当たりの買付価格(1,430円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
譲渡性預金	8,500,000
計(a)	8,500,000

## 【届出日以前の借入金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

## □【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

8,500,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

## (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

## (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

## (2)【決済の開始日】

平成26年12月22日(月曜日)

## (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

## (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還いたします。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)への交付又は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所への郵送により返還いたします。

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものといたします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。

### ( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

### ( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

### ( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

## ( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

## 1【会社の場合】

## (1)【会社の概要】

## 【会社の沿革】

## 【会社の目的及び事業の内容】

## 【資本金の額及び発行済株式の総数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

( 2 ) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 6 期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日） 平成26年 6 月26日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 7 期第 1 四半期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日） 平成26年 8 月13日関東財務局長に提出

事業年度 第 7 期第 2 四半期（自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日） 平成26年11月10日関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

I Tホールディングス株式会社

（東京都新宿区西新宿八丁目17番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1【株券等の所有状況】

## (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54,959 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	839		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	55,798		
所有株券等の合計数	55,798		
(所有潜在株券等の合計数)	(839)		

(注1) 対象者によれば、対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式を119,002株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数の合計227個(株券185個及び新株予約権証券42個)が含まれております。

## (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52,540 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	52,540 (個)		
所有株券等の合計数	52,540 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		



## ( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,419 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	839		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,258		
所有株券等の合計数	3,258		
(所有潜在株券等の合計数)	(839)		

(注1) 対象者によれば、対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式を119,002株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数の合計227個(株券185個及び新株予約権証券42個)が含まれております。

## ( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	株式会社アグレックス
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル
職業又は事業の内容	BPO、ソフトウェアソリューション、システムインテグレーションを柱とする総合情報サービス
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	上野 昌夫
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 代表取締役会長 ACメディカル株式会社 取締役会長
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	山口 勝規
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 代表取締役社長
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	西本 博明
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 代表取締役専務執行役員 ACメディカル株式会社 取締役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	中山 一
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 取締役常務執行役員
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	小川 武郎
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 取締役執行役員 アプシェ株式会社 取締役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	國谷 弘
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 監査役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	畑中 美廣
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(株式会社アグレックス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アグレックス 監査役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	井上 親
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(アグレックスファインテクノ株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アグレックスファインテクノ株式会社 代表取締役社長
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	真田 健実
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(アグレックスファインテクノ株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アグレックスファインテクノ株式会社 取締役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	鈴木 意継
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(ACメディカル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ACメディカル株式会社 代表取締役社長 アブシェ株式会社 代表取締役会長 アルメック株式会社 取締役 メディカル統計株式会社 取締役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	桐嶋 敬介
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(ACメディカル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ACメディカル株式会社 取締役 アブシェ株式会社 取締役 アルメック株式会社 監査役 メディカル統計株式会社 監査役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	山下 富雄
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル(ACメディカル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ACメディカル株式会社 監査役 登録管理ネットワーク株式会社 監査役 アブシェ株式会社 監査役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	藤本 忠夫
住所又は所在地	東京都新宿区神楽坂二丁目17番地 中央ビル(アプシェ株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アプシェ株式会社 取締役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	青井 貴志
住所又は所在地	東京都新宿区榎町43-1 神楽坂ビル(登録管理ネットワーク株式会社所在地)
職業又は事業の内容	登録管理ネットワーク株式会社 取締役
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	高橋 正行
住所又は所在地	東京都江東区木場二丁目17番12号 SAビルディング(ネオアクシス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ネオアクシス株式会社 代表取締役社長
連絡先	ITホールディングス株式会社 企画本部 広報・IR部 部長 経営企画部 担当部長 佐久間巖 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 03-5338-2272
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	海老江 茂和
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号(TISリース株式会社の親会社であるITホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	TISリース株式会社 代表清算人
連絡先	ITホールディングス株式会社 企画本部 広報・IR部 部長 経営企画部 担当部長 佐久間巖 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 03-5338-2272
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	竹内 伸之
住所又は所在地	10F, DETECH Building, 8 Ton That Thuyet Str., My Dinh, Tu Liem, Hanoi, Vietnam (F-AGREX GLOBAL COMPANY LIMITED所在地)
職業又は事業の内容	F-AGREX GLOBAL COMPANY LIMITED General Director
連絡先	株式会社アグレックス 経営企画部 専任部長 田中秀享 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル 03-5321-9586
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

## 【所有株券等の数】

株式会社アグレックス

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0(個)		
所有株券等の合計数	0(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 対象者によれば、対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式を119,002株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

上野 昌夫

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	274(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	370		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	644(個)		
所有株券等の合計数	644(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	(370)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(180株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

山口 勝規

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	631 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	299		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	930 (個)		
所有株券等の合計数	930 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	(299)		

(注) 山口勝規氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(85株(小数点以下切り捨て))を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には、含めておりません。

西本 博明

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	101 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	76		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	177 (個)		
所有株券等の合計数	177 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	(76)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(127株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

中山 一

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	42		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	69 (個)		
所有株券等の合計数	69 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	(42)		

(注1) 中山一氏は、小規模所有者に該当いたしますので、中山一氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(184株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

小川 武郎

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	111 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	52		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	163 (個)		
所有株券等の合計数	163 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	(52)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(101株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数1個を含めております。



國谷 弘

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	6(個)		
所有株券等の合計数	6(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 國谷弘氏は、小規模所有者に該当いたしますので、國谷弘氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(120株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

畑中 美廣

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	23(個)		
所有株券等の合計数	23(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 畑中美廣氏は、小規模所有者に該当いたしますので、畑中美廣氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 畑中美廣氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(43株(小数点以下切り捨て))を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には、含まれておりません。

井上 親

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1(個)		
所有株券等の合計数	1(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 井上親氏は、小規模所有者に該当いたしますので、井上親氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

真田 健実

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	51(個)		
所有株券等の合計数	51(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 真田健実氏は、小規模所有者に該当いたしますので、真田健実氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 真田健実氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(79株(小数点以下切り捨て))を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には、含まれておりません。

鈴木 意継

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	630 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	630 (個)		
所有株券等の合計数	630 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)			

(注) 鈴木意継氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(81株(小数点以下切り捨て))を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には、含めておりません。

桐嶋 敬介

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1 (個)		
所有株券等の合計数	1 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 桐嶋敬介氏は、小規模所有者に該当いたしますので、桐嶋敬介氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

山下 富雄

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	487 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	487 (個)		
所有株券等の合計数	487 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(28,791株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数287個を含めております。

藤本 忠夫

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	19 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	19 (個)		
所有株券等の合計数	19 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 藤本忠夫氏は、小規模所有者に該当いたしますので、藤本忠夫氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

青井 貴志

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0(個)		
所有株券等の合計数	0(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 青井貴志氏は、対象者の社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(59株(小数点以下切り捨て))を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には、含めておりません。

高橋 正行

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	2(個)		
所有株券等の合計数	2(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 高橋正行氏は、小規模所有者に該当いたしますので、高橋正行氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

海老江 茂和

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	10(個)		
所有株券等の合計数	10(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 海老江茂和氏は、小規模所有者に該当いたしますので、海老江茂和氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

竹内 伸之

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	45(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	45(個)		
所有株券等の合計数	45(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 竹内伸之氏は、小規模所有者に該当いたしますので、竹内伸之氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(4,485株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の数44個を含めております。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

取引の概要	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
対象者からの借入れ(円)(注)	200,000,000	200,000,000	200,000,000

(注) いずれも各事業年度末日の借入残高を記載しております。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

公開買付者と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、そのご判断に委ねる旨の決議をしたとのこと。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、「対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の経緯」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

##### 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

#### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照下さい。

## 第5【対象者の状況】

## 1【最近3年間の損益状況等】

## (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

## (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

## 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月
最高株価(円)	1,073	1,064	1,100	1,153	1,105	1,160	1,132
最低株価(円)	1,013	995	1,028	1,071	1,015	1,086	1,036

(注) 平成26年10月については、10月30日までのものです。

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									



## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

## 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

## (1) 【対象者が提出した書類】

## 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月21日関東財務局長に提出

事業年度 第50期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月19日関東財務局長に提出

## 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第51期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日関東財務局長に提出予定

## 【臨時報告書】

該当事項はありません。

## 【訂正報告書】

該当事項はありません。

## (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アグレックス

(東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6【その他】

### (1) 平成27年3月期第2四半期決算短信の公表

対象者は平成26年10月30日に、以下の内容の「平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下の通りです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照下さい。

#### 損益の状況(連結)

会計期間	平成27年3月期 (第51期第2四半期連結累計期間)
売上高	15,089,491千円
売上原価	12,713,101千円
販売費及び一般管理費	1,920,035千円
営業外収益	21,937千円
営業外費用	19,444千円
四半期純利益	261,448千円

#### 一株当たりの状況(連結)

会計期間	平成27年3月期 (第51期第2四半期)
1株当たり四半期純利益	25.19円
1株当たり配当額	12.00円
1株当たり純資産	840.33円

### (2) 配当予想の修正

対象者は、平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、応募比率が、3分の2以上(株式数にして6,920,666株以上)に達するか否かに拘らず、平成27年3月期の期末配当を行わないとともに、株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細については、対象者が平成26年10月30日に公表した「平成27年3月期期末配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照下さい。